



居住支援 のこといっしょに 考えよう!

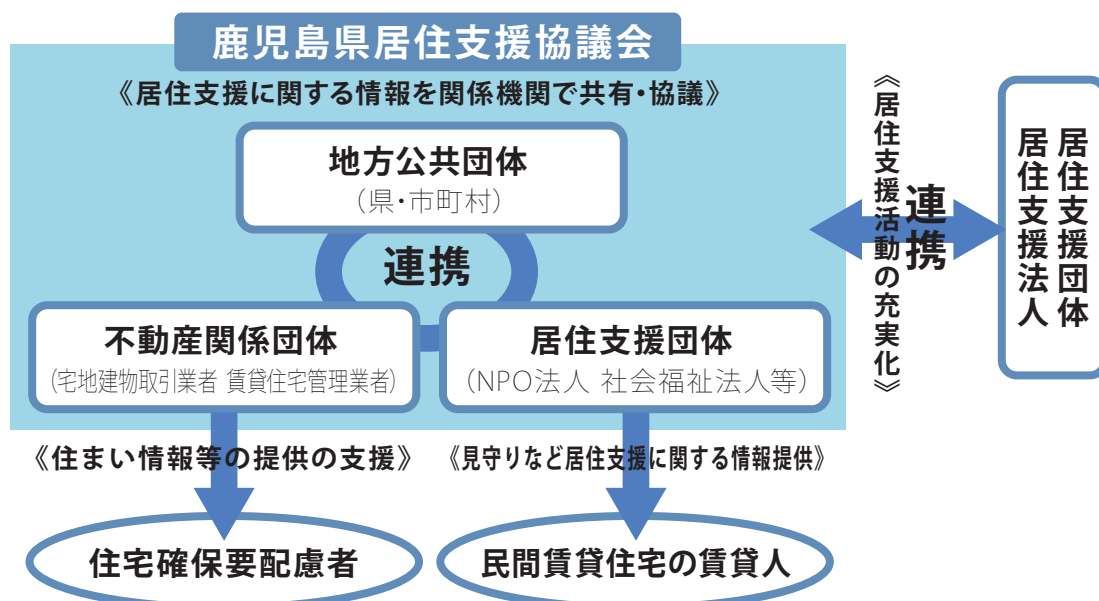
～住まいに関する悩みを抱える方への支援のための
「かごしま居住支援ネットワーク」～

鹿児島県居住支援協議会

鹿児島県居住支援協議会について

鹿児島県では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく協議会として、平成24年に居住支援協議会を設立しました。

協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、高齢者等が安心して住み続けられる住まいづくりを推進することにより豊かな住生活の実現に寄与することを目的としています。



鹿児島県居住支援協議会で設置している相談窓口

住宅の確保に特に配慮を要する方(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など)からの居住支援相談(電話相談)に応じています。

●主に公営住宅やリフォーム、賃貸契約などに関する相談

[鹿児島県居住支援協議会 事務局]

公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター TEL:099-224-4543

●主に民間賃貸住宅への入居や転居に関する相談

NPO法人 やどかりサポート鹿児島 TEL:099-800-4842



居住支援、ひろがる

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者など入居を希望しても入居できない場合があります。住宅の確保に特に配慮を要する方々があります。平成29年10月、こうした方々に対する「居住支援」を充実させるための住宅セーフティネット法の改正が行われ、「新たな住宅セーフティネット制度」が始まりました。

鹿児島においても、相談窓口の設置、居住支援法人の指定など、あらたな動きが起こり、「居住支援」がひろがりつつあります。

本冊子では、今後の「居住支援」の充実に役立てていただくため、鹿児島県内で「居住支援」にとりくむ様々な団体を取り上げました。

今後、さらに多くの団体・個人が「居住支援」の輪に参画し、県内全土に充実した「居住支援ネットワーク」が構築されることで、誰もが「生まれてよかった、住んでよかった」と思える鹿児島が創造されるよう、協働・協力していくことが必要とされています。

本冊子がその一助となることを望みます。

平成30年3月 鹿児島県居住支援協議会

Contents

居住支援、ひろがる【P1】
居住支援とは【P2】
居住支援ネットワークの構築を【P3】
新たな支援はいつも地域から【P3】

NPO法人
かごしまホームレス生活者支えあう会【P4】

公益財団法人慈愛会谷山病院
地域活動支援センターひだまり【P5】

NPO法人
コミュニティサポートセンターあゆみ
鹿児島支援センター【P7】

社会福祉法人常盤会 サポートハウス【P8】

株式会社 インビクト【P9】

認定NPO法人 せせらぎ【P10】

NPO法人 やどかりサポート鹿児島【P13】

株式会社 N・フィールド【P15】

あおぞらケアグループ【P17】

社会医療法人慈生会ウェルフェア九州病院
地域活動支援センター うえるふえあ【P11】

地域生活支援センター オレンジの里【P16】

NPO法人
コミュニティサポートセンターあゆみ
都城市支援センター【P7参照】

大隅くらし・しごとサポートセンター【P12】

瀬戸内町「住まい部会」【P14】

奄美大島

社会福祉法人南恵会
徳之島くらし・しごとサポートセンター【P6】

徳之島

● 居住支援とは

居住支援の大きな三本柱

入居支援

住宅の確保を要する人が住宅に円滑に入居できるよう支援

居住生活支援

入居後も、必要に応じて、生活の安定や向上のための支援

家賃債務保証

賃貸住宅契約時における保証人としての支援

新たな住宅セーフティネット制度とは

居住支援を充実させるべく、平成29年10月25日、住宅セーフティネット法^(※1)が改正され、「新たな住宅セーフティネット制度」がスタートしました。ここでは、ポイントとなる用語を解説する形で同制度を紹介します。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない制度

登録住宅を幅広く情報提供、補助等の支援

居住支援協議会、居住支援法人といった居住支援を担う体制を整備

国による適正な家賃債務保証業者の登録制度

● 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する方々のことをいいます。^(※2)

● 登録住宅

新制度により、大家さんなどの賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、都道府県等に登録することができるようになり、これを登録住宅と呼びます。登録住宅については、国交省整備のwebサイトから誰でも閲覧が可能のほか、公的な相談窓口において物件紹介もできます。また、賃貸人にとっては、空き室の紹介や耐震改修など一定の改修補助が受けられるなどのメリットがあります。(空き室でなくても登録は可能です。)

● 居住支援協議会

地方公共団体を中心に、不動産事業者、福祉関係者などとともに、住宅確保要配慮者・民間

賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施します。県では県居住支援協議会を設置していますが、今後は居住支援活動充実のため市町村単位で協議会の設立や県協議会への参加が望まれます。

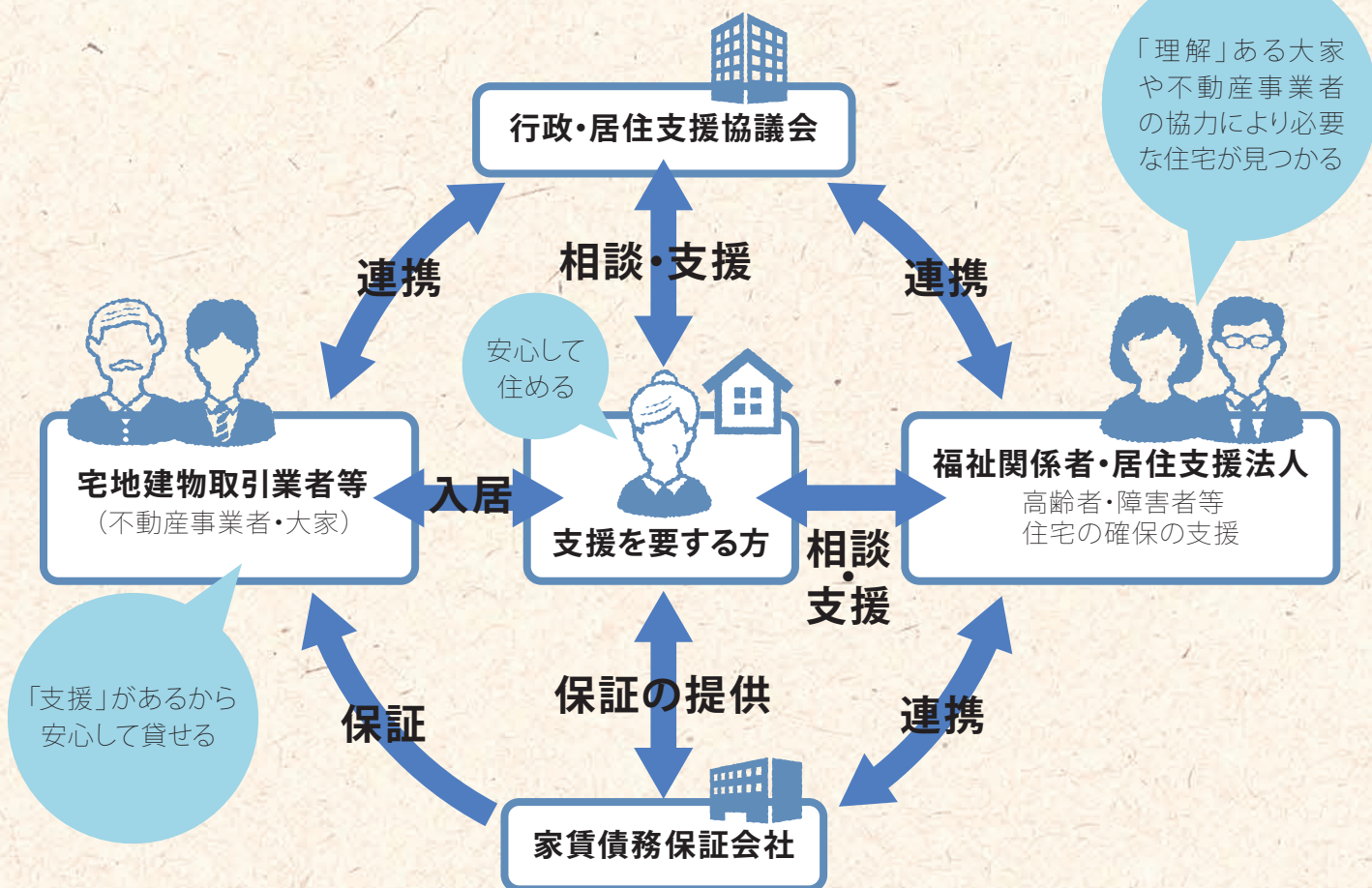
● 居住支援法人

登録住宅入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談・見守りなどの生活支援を行う法人を都道府県が居住支援法人として指定することができるようになりました。鹿児島県内では、平成29年12月に「NPO法人やどかりサポート鹿児島」を指定しています。

● 家賃債務保証業者登録制度

適正な家賃債務保証の業務を行うことができる者として一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国が登録する制度が創設されました。登録業者は国のホームページで閲覧が可能です。

●居住支援ネットワークの構築を



●新たな支援はいつも地域から

居住支援は以前から行われている支援です。高齢者支援、障害者支援、子育て支援、生活困窮者支援など、どのような支援にあっても生活の基本の場である居住に関係する支援は必ず必要とされるからです。これまで、あえて居住支援という言葉が用いられなかったため、意識されることがありませんでしたが、実は、多くの福祉関係者が様々な形で創意工夫した方法で居住支援を行っていました。

新たな支援はいつも地域の中から生まれてきます。それぞれの地域において、それぞれの地域の実情や特性を活かした居住支援をひろげていきましょう。

- ※1 正式名称は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)、といます。
- ※2 住宅セーフティネット法では①低額所得者(収入分位25%以下の者)②被災者(発災後3年以内)③高齢者④障害者⑤子ども(高校生相当の年齢以下)を養育している者のほか国土交通省令で定める者として、①外国人②中国残留邦人③犯罪被害者④DV被害者等⑤東日本大震災等の大規模災害の被災者(発災後3年以上経過)⑥都道府県や市区町村の供給促進計画において定める者とされています。

NPO法人 かごしまホームレス生活者 支えあう会

「一時的であっても安心と希望を見いだせる場所が必要との思いから、シェルターを」

連絡先

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-30-5
プレジデント下荒田102

☎080-4275-0371

【URL】<http://www5.synapse.ne.jp/supporter/synapse-auto-page>

【E-mail】yuisasakagoshima@gmail.com



●当事者団体と合同で

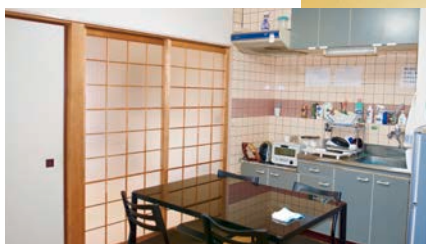
2005年2月に「鹿児島野宿生活者支えあう会」として任意団体設立され、法律・福祉の専門家による相談活動、生活保護申請支援の活動を開始しました。また地域生活者支援センター「櫻島館」の元ホームレス当事者が週2回のおにぎり配りを開始。この2団体が合同する形で2007年8月、特定非営利活動法人かごしまホームレス生活者支えあう会が設立されました。貧困や家庭環境などさまざまな理由でホームレスになった人たちや、なる恐れのある方の困りごとをうかがい、保護申請のサポート、居住支援などを行っています。問題解決が困難な場合は必要に応じて法律や福祉の専門家が相談に当たります。

●主な活動は週3回の炊き出し

「支えあう会」の主な事業は毎週3回の炊き出し、月1回の夜回り活動、料理会など。炊き出しは毎週日・木曜日が甲突川に架かる武之橋近くの左岸緑地公園、火曜日が天文館近くの中央公園でそれぞれ午後5時から行っています。夜回りは毎月第3金曜日の午後10時すぎから12時ごろまで、ホームレスの人たちの寝場所を訪問しておにぎりや生活物資などを配り、新たなホームレスの方がいないか確認しています。料理会は毎月最終日曜日に県民交流センターで開催。ホームレスの人たちには温かい料理を、元ホームレスの人には自炊の練習や人とのつながりを促す交流の場となっています。

●私たち念願のシェルター

私たちの根底にある願いは、路上生活される方をなくすこと。そのためのひとつの手段として、保護申請をしても受給決定までの数週間、冬場は、寒い路上で過ごすことができない現状を何とかしたいという思いがありました。皆で協議を続けた結果、2010年6月から鹿児島市内のマンションの1戸を借りて念願の緊急一時宿泊施設（シェルター）を運営することができました。3DKで各部屋2人ずつ計6人が収容可能（男性専用）。炊き出しや夜回りなどを通じてシェルター希望があった人は生活保護課に申請してもらい入居が可能となります。あるいは生活保護課からの連絡を受けて入居するケースもあります。



●自立へ向けてサポート

シェルターの部屋代は1泊2,500円（別途食事代が必要）。シェルター利用期間は最大12日間程度とのこと。この間に新たな住居を探し、引っ越してもらいます。入居中は非常勤のスタッフ3人が毎日面談し、自立へ向けて生活相談を行い、必要なサポートをしていきます。また2011年8月から法務省の「自立準備ホーム」の指定を受け、鹿児島保護観察所からの委託でシェルターを提供しています。最長6カ月の入居期間中に関係機関と連携し、出所者に対する居住支援も行っています。

●こんな方と出会いました。

炊き出しで出会い、ホームレスから生活保護受給者になった50代の男性。アパートを見つけて暮らし始めたころ、「支えあう会」の通信に「ホームレスの仕事をつくり、自立を応援する」月2回発刊の雑誌「ビッグ・イシュー」に販売員募集のチラシが入っているのを見つけ販売員になりました。天文館で街頭に立ち、販売価格350円のうち180円を販売収入として受け取れる雑誌の販売を通じて、「何事も真面目にこつこつとやることの大切さを実感した」と語られました。

●メッセージ

「ホームレスの人たちはいろんな人生を経験しています。彼らの生き方を知ること、自分とは違う人生に触れることができ、こちらも学ぶことが多く、考え方も柔軟になっていくようです。本来はこの活動をしなくてもいい世の中になるのが一番だと思いますが、必要な人がいる限り、続けていきたいものです」

（事務局長 坂口松平氏）



公益財団法人 慈愛会 谷山病院 地域活動支援センターひだまり

「専門職のスタッフとピアスタッフが協力して障害者の居住を支援」

連絡先

【相談時間】

①来所9:00～17:00 ②電話8:30～17:30
〒891-0111 鹿児島市小原町8-1

☎099-260-5865

【URL】<http://jiaikai.or.jp/taniyama/relation/hidamari.html>

【E-mail】hidamari@jiaikai.jp



●地域活動支援センター

精神科を診療科目とする公益財団法人慈愛会谷山病院の地域活動支援センター「ひだまり」は、その前身が1999年に発足しました。2006年から障害者自立支援法に基づいて現在の名称となり、①障害者や家族からの相談を受け、安心した地域生活を送れるよう手伝う「相談支援」②希望に合わせて福祉サービスのプランを立て、支援する「計画相談」③退院（退所）後の地域での生活を手伝う「地域移行支援」④自分らしい生活を続けていくために月に一度の訪問等でサポートする「地域定着支援」⑤憩いや仲間づくり、交流の場を提供する「地域活動支援」の各事業を行っています。

●ピアスタッフも協力

「ひだまり」のスタッフは10人。そのうち4人が精神保健福祉士・社会福祉士、2人が看護職で、精神障害のある当事者が相談・支援に関わる「ピアスタッフ」と呼ばれるスタッフも3人います。「ピアスタッフにはいろいろな相談を受けてもらっています。私たちが気がつかないところにも心配りでき、相談者も安心して話せるなど、相談者とセンターをつないでくれています。今後、できればピアスタッフを増員していきたい」と「ひだまり」施設長の村山ひろみさん。

●居住支援の内容

「ひだまり」では、長期入院していた人の居住支援にも取り組んでいます。本人と一緒に不動産業者を通じて保証人の要らないアパートを探したり、保証人が必要な場合は保証人確保のために支援します。2018年1月は10件ほどの居住に関する支援に取り組みました。「精神科に通院しているという理由で断られたり、長期入院していて家族や地域との縁が途切れて保証人がなかなか見つからないなど、家探しはなかなか厳しいのが現実です。」と村山さん。居場所が定まった後も、職員が定期的に面談・訪問し、就労やダイア、相談場所につなぐなど自立を支援しています。

●こんな方と出会いました。

①音に敏感で、隣室の人とトラブルになり、アパートを転々としてきた通院中の女性。グループホームを希望して入居してもらったが満足せず、センターのスタッフと一緒に住居探し回り、希望に添える場所に一軒家を借りて住んでいます。

②長期入院から退院した高齢の男性。自宅の片付けが追い付かず、病院から帰るには難しい状況となっており、センターでアパートを探して入居しました。スタッフが訪問すると「おかげさまで」と笑顔で迎えてくれます。家族がおらず孤独な身ですが、友人との交流が心の支えとなり救われているということです。

●メッセージ

「精神障害を持っているからという理由で、安心して住み続けられる場所が得られないのは問題です。公的な福祉サービスだけでなく、地域の人たちの理解とサポート、サービスが欠かせません。障害者もそれぞれの力を発揮できる社会を目指したいものです」相談支援専門員 宮竹敦史氏

「熊本地震では、同じ地区でも建物の耐震強度によって被害が大きく異なりました。障害者の場合、選択の自由度がどうしても狭くなりがちですが、障害を持っている人こそ快適で安心して暮らせる住まいの確保が大切です。そのためには周りの理解、フォローが欠かせません」

（施設長 村山ひろみ氏）



地域活動支援センター「ひだまり」
ひだまりの相談室



社会福祉法人 南恵会 徳之島くらし・しごとサポートセンター

離島という地で「ともにたすけあう」精神を活かして

連絡先

〒891-7101
鹿児島県大島郡徳之島町亀津7216-1F

☎0997-82-1122

●法人の沿革

南恵会は、昭和53年に設立された社会福祉法人です。障害児・者のための入所施設、グループホーム、就労支援、相談支援事業といった障害福祉サービスを幅広く実施し、数多くの障害児・者の方々の生活を支えています。法人の基本理念は「ともにたすけあい、ともにわかりあい、ともによここび、ともにきずく」。一方的に支援するのではなく、障害者も健常者もお互いに支え合うことで、本人の希望や意志が最大限尊重され、安心して自分らしく過ごせる地域づくりを目指しています。

「ともにたすけあう」の精神は、障害の有無にかかわらずません。数年前、島外からやってきた若者が所持金を使い果たしホームレス状態に陥っているという事例がありました。あるところから南恵会に相談があったのですが、理事長の吉留さんはその場で日頃から懇意にしているホテルの社長に電話、とりあえずその夜はホテルに安く泊めてもらえるよう手配し、翌日からは南恵会の施設の空き室を利用して支援を継続しました。徳之島という離島ですから、ホームレスのための施設や施策があるわけではありませんが、「ともにたすけあう」という精神がフレキシブルにまたスマートに発揮された支援事例であると思われま

こうした様々なケースにおいて、島内のホテルを一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度における制度の一つ。本人の負担はなしで、一時的な生活の場を提供することができる）で利用したり、障害者支援施設の空き室を利用したりするなど、柔軟な対応で乗り切っています。

●メッセージ

「徳之島くらし・しごとサポートセンターの職員は、私を含めて女性ばかり3名。男性がいたらいいなと思うときもあるけど、なんでも3人で話し合い、担当を決めても縦割りにならず、相談者の方のことをだれに話しても知っているといえるよう、情報の共有と全員で支援する姿勢を大切にしています。今後は、突然舞い込んでくる居住の相談に着実に対応できるように、また、多人数世帯からの居住の相談にも対応できるように、さらに体制を充実させたいと考えています。限られた社会資源しかない離島という場所ですが、型にはまることなく、この島にあるものをフル活用して充実した支援を提供していきたいと思

（センター長 有山さつ美氏）

●徳之島くらし・しごとサポートセンター

こうした様々な経験を活かして、平成29年度、鹿児島県から、生活困窮者自立支援制度に基づく事業を受託し、「徳之島くらし・しごとサポートセンター」を開設しました。生活保護受給者を除く生活困窮者からの暮らしや仕事など生活全般にわたる相談を受け付け、自立に向けたプランを策定したり、就労に向けた支援や家計管理に関する支援を行ったりする事業です。

相談者の中には、住まいに困っている方もおられます。上述のような島外から来たホームレス生活者だけでなく、島内の方であっても、様々な事情から居住支援が必要になります。

①家が老朽化しとても住み続けられる状況ではないものの経済的に困窮しているため、住み替えることができない方。でも、「まだ大丈夫。がんばる」とのこと。地域の方々と連携し、生活を見守り、転居に向けた継続的な支援を実施しました。

②離婚により収入が減少し、家賃が支払えなくなった母子世帯。滞納した市税の分納の話し合いを支援し、公営住宅への入居の道筋をつけました。

③DV被害から逃げ、友人の家などを転々としていた女性。警察への相談や届け出を支援し、島外への移動についても相談に応じました。



NPO法人 コミュニティサポートセンターあゆみ 鹿児島支援センター

「自ら契約人になり、賃貸物件を借り上げて提供」

連絡先

〒890-0054 鹿児島市荒田1-36-9

[相談日]月曜～土曜(木曜定休) [受付時間]10時～18時

※まずは電話で相談を。市役所やNPO法人、施設などからの紹介も受け付けています。
本人と面談し、物件の内覧の際には欢迎您的。

☎099-296-8987

[URL]<http://npo-ayumi.com>

[E-mail]info@npo-ayumi.com



●住宅確保が困難な方との出会いから

設立は2011年。部屋を借りるのに保証人がいない、契約の費用がない、家がないために仕事も見つからない、持病があるから部屋を貸してもらえない…などのさまざまな環境や境遇により住宅を借りることが困難な方との出会いがきっかけでした。当初は宮崎県都城市に「都城支援センター」を立ち上げ、翌12年、宮崎市に「宮崎支援センター」、鹿児島市に「鹿児島支援センター」をそれぞれ開設しました。

●緊急を要する方へも対応

「あゆみ」では、大家さんの理解・賛同を得て、保証人の要らない物件を借り上げて、ストックしており、住居でお困りの方に随時提供しています。鹿児島市内では地域を分散しながら約30物件を確保しています。鹿児島支援センター開設から約5年間で高齢者や障害者、生活保護受給者、母子家庭など150人近くの人に住まいを提供してきました。その全員が保証人のいないケース。物件をあらかじめ借り上げているので、緊急を要するお困りの方に即日対応しています。

●設立のきっかけ

森田代表理事はもともと不動産会社に勤めていました。その中で、高齢者や障害者など生活弱者が、住まい探しに困っている現状を目の当たりにしたのが「あゆみ」を立ち上げるきっかけとなりました。大家さんにとっても空き家解消になるとともに、隣近所へのトラブルや家賃滞納などの懸念も「あゆみ」が間に入ることで解消ができます。「もしトラブルがあれば、きちっとフォローすることで大家さんの信頼を得るようにしています」と森田代表理事。

●毎月住まいを訪問してサポート

鹿児島支援センターでは1カ月に平均5人前後に住まいを新たに提供しています。入居に当たってはテレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなどの家電類を、1点プレゼントしています。入居者が安定した生活が送れるように、毎月1回、森田代表理事が直接住まいを訪問して、さまざまな相談に乗っています。税金や法律など専門家によるアドバイスも受けられます。住まいの貸借期間は1年が原則ですが更新も可能です。

●こんな方と出会いました。

①着の身着のままホームレス状態だった40代の男性。性格が正直で真面目だったこともあり、住まいを確保してから数カ月で仕事に就き、1年もしないうちに結婚。妻が保証人になって新居を探して巣立っていかれました。

②2年間ほどホームレス状態だった60代の女性。入居当時は生活保護を受けていましたが、その後仕事が見つかり、自分の収入で家賃を払えるようになりました。月に1回訪ねると「ホームレスの時は夜が怖くて、冬も凍え死にそうだった」と話し、お菓子を差し入れてくれるなど笑顔とゆとりが出てきました。

●メッセージ

「入居時にふさぎ込んでいた人が、生活が次第に安定して、私が訪ねると笑顔でお茶をいれてくれるなど、ゆとりが出てきたりすると、居住支援という役割に喜びを感じます。住まいはその人の生活を支える大事な場所。保証人がいなくて住まい探しに困っている人は鹿児島市以外にも大勢います。リスクを最小限に抑えながら、少しずつ物件や地域を拡大して、少しでも多くの人の手助けができればと思います」

(代表理事 森田隼人氏)



社会福祉法人 常盤会 サポートハウス

「緊急一時宿泊施設として生活の見守りを行う」

連絡先

常盤会 相談支援センター ハートフル
〒891-1205 鹿児島市犬迫町5975

☎099-238-0272

【URL】<http://tokiwakai.com> 【E-mail】shouse@tokiwakai.com

常盤会 サポートハウス
891-0150 鹿児島市坂之上4-22-23

☎099-203-0224



●設立と基本理念

社会福祉法人「常盤会」は1971年の設立。1966年、障害のある子供たちの生活の場を確保し、個性を生かした成長を促そうと開設された「明星学園」が母体となりました。その後、知的障害児・者を対象とした入所施設をはじめ、障害者の地域生活支援としてグループホーム等の開設、就労を目指す多機能型事業所の開設など総合的福祉サービスを提供してきました。①地域の方々の社会福祉支援を目的に誠心誠意のサービスを行います②地域の方々が安心、快適にご利用いただける社会福祉サービスを行います③すべての職員は倫理理念を遵守し、専門性を高め、地域社会の一員として社会福祉の充実を目指します-を基本理念に掲げています。

●居住支援の取り組み

「常盤会」は、多様な社会のニーズに対応できる社会福祉法人として、乳幼児から高齢者まで、それぞれの生涯をサポートする福祉サービスの提供と地域貢献できる“開かれた法人”を目指しています。その一環として2017年6月、「生活困窮者等自立支援の運営方針」を作成しました。「常盤会」が実施する生活困窮者等自立支援について必要な事項を定めるとともに、衣食住が緊急的に必要な人へ支援方針が決定するまでの期間、住居提供することを主な目的に居住支援に取り組んでいます。

●サポートハウス

利用者同士が共同生活をして、必要な相談・援助を受けながら、日常生活に必要な力を身につけ、自立した社会生活を営む共同生活援助事業所（障害者グループホーム）を鹿児島市内全域で11カ所83室開設しています。その中の鹿児島市谷山地区の2カ所2室を「生活困窮者等」に対する居住支援用のサポートハウスとして確保しています。

●無償で住居を提供

サポートハウスでは、ホームレス状態に置かれた人やDV被害者等に対し、緊急避難的にシェルターに受け入れ、利用者の状況に応じた支援を行っています。居住支援用のサポートハウス2室のうち1室は女性用、残り1室は男女兼用。いずれも2口IH調理器、冷蔵庫、エアコン、ベッド、寝具、テレビが設置されており、利用者が希望すれば朝と夜の食事を同法人が運営するレストランから料理を届けています。家賃や光熱水道費はすべて免除され、食事は基本的に朝食200円、夕食600円の料金が必要ですが「これまで受け入れた全員が生活困窮者のため無償で提供しています」と常盤会サポートハウス管理者の濱崎忠人さん。

●日誌を書いてもらいアドバイスを

「サポートハウス」では、2016年11月に1歳と2歳の子供を持つ20代前半の女性を初めて受け入れて以来、約1年間で18人（全員女性）の相談を受け、うち8人がサポートハウスを利用しています。入居期間は1～2週間程度。利用者に対しては同性の職員が毎日、夜間に巡回して声掛けをしています。2017年12月からは利用者に対しては、その日の行動と感想、今後の目標などを「利用日誌」に書いてもらうようになっています。濱崎さんは「『利用日誌』は利用者の思いや心理状態などを知って、こちらから自立への適切なアドバイスをする参考にしていきます。書くことで自分の考えを整理するにも効果的です」と語ります。

●こんな方と出会いました。

①福祉事務所に生活保護申請に訪れた際、所持金、居住するところもなくホームレス状態だった50代女性。同事務所から一時保護の要請があり、14日間、サポートハウスに入居しました。

②40代の女性。LINEで知り合った男性とトラブルになり、脅迫されているので引っ越し先が見つかるまでの緊急避難場所として6日間入居しました。

●メッセージ

「これまで約2年間で40人の相談を受けました。年齢は19～67歳で、事情や背景もさまざまです。桜島フェリーターミナルで生活していたところを保護され、福祉事務所からの要請で受け入れた60代の女性は9日間入居しましたが、その後、お菓子を持って事務所を訪ねてくれました。単に一時的な住まいを提供するだけでなく、自立に向けた手助けができればと願っています」
(施設長 濱崎忠人氏)



谷山地区にあるサポートハウス

株式会社 インビクト

「触法障がい者や生活困窮者用の居場所を提供したい」

連絡先

〒890-0046
鹿児島市西田2-27-16

※電話による相談は9:00～17:00で受け付けています。

☎099-258-0170

【URL】<http://invict.net>

【E-mail】syuurou_hitotsu@invict.net



●設立と事業概要

「株式会社インビクト」の設立は2010年10月。障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、就労継続支援A・B型事業所の飲食・雑貨事業、共同生活援助などのさまざまな障害福祉サービスを展開しています。パソコン技術を基礎から学び、ロゴやホームページ、フォトムービーの作成を行うほか、墓地清掃や農作業といった屋外作業も行っています。鹿児島市天保山では、だしにこだわった料理提供や昼食配達を行う「キッチンおひとつや」、天文館の御着屋交差点近くでは雑貨店「finna」も運営しています。

●企業理念と credo

「インビクト」の企業理念は「福祉を、楽しむ」をキャッチフレーズに①福祉の可能性をとことん追求し、楽しもう②福祉の地域資源のひとつとして最も使い勝手の良い企業になろう③人の可能性を広げあえる人財を育てよう④企業として関わるすべての人と楽しめる時間・場所をつくらう⑤次の創造のために適切な利益を生み出そう。また、credo(約束・信条)として、多様な個性が協働・躍動できる「コミュニケーション」、困難に立ち向かって創造と進化を目指す「イノベーション」、丁寧に誠実な「アクション」を追求しています。

●居住支援のきっかけ

「インビクト」が居住支援をスタートさせたのは2015年。触法障害者の就労支援にあたって住居をあっせんする必要が生じたことがきっかけでした。同社では現在、鹿児島市内6カ所、霧島市内1カ所の賃貸マンションにグループホーム用として約30室を所有しています。それ以外に2室を居住支援用に確保し、2015年から「住宅確保要支援者」の住居として提供してきました。2017年12月からは居住支援用に新たに1室増やし、現在は3室になっています。

●居住支援の対象

これまでの居住支援は、主に保護観察所から委託を受けた「自立準備ホーム」を中心に行っています。身寄りが無い、次の居住先がすぐに決まっていない等、生活基盤がないままの出所者が中心ですが、居住支援用の部屋が空いている場合は生活困窮者やDV被害者のシェルターとしての受け入れも行っています。鹿児島市障害者基幹相談センターや相談支援事業所等から相談のあったケースも受け入れてきています。

●専門スタッフによる巡回

居住支援をスタートさせた2015年から17年12月までに延べ十数人を受け入れてきました。これまでの事例では、ほとんどが虐待被害者や、家族とのトラブルで家族関係が途切れて放浪してきた人など、今日住む家がない緊急のケース。平均入居期間はシェルターの場合、2週間程度です。居住支援用の部屋も含めたグループホームは、精神保健福祉士、社会福祉士、保護司等の資格を持つスタッフが手分けして1日1回巡回するほか、自立に向けた相談、支援を行っています。また、必要に応じて提携している司法書士による専門的な支援も行っています。

●メッセージ

「障害を持っている人が地域の中で住みやすくなるためには、安定した居住場所と就業場所が必要です。その中でも安心して食事をして寝起きできる住居は特に大事。住むところが落ち着かないと仕事も頑張ることができません。毎日帰る家の存在が脅かされている環境では良い社会とは言えません。グループホームの運営については大家さんや不動産屋さんの理解が欠かせませんが、支える団体とともに周りの理解が重要です」
(社長 近藤浩充氏)



認定NPO法人 せせらぎ

「住み慣れた地域のつながり、助け合いで介護や居住支援を」

連絡先

〒891-0102
鹿児島市星ヶ峯3-46-14-2

☎099-283-9611

【URL】<http://seseragi-kagoshima.com>

【E-mail】seseragi@ninus.ocn.ne.jp



●近所の仲間と立ち上げ

NPO法人「せせらぎ」は2003年8月、当時、民生児童委員をしていた理事長の松元優子さんが、親の介護といずれ来る自分たちの老後のために、近所の仲間たちに声をかけ、主婦10人で立ち上げました。目指すのは「見慣れた景色の中で暮らし、何らかの手助けが必要になっても住み慣れたところで、隣近所の方々や友達に囲まれて暮らしたい。人と人とのつながりを大切に、いままで培ってきた地域のつながりも大事に、新しい出会いも加えて世代を超えて助け合いたい」ということ。そのために介護保険法に基づく各種事業、生活支援事業、子育て支援等のサービス事業、有料老人ホーム事業、生活支援サービス事業等を行っています。「せせらぎ」は2016年3月、組織および事業活動が適正で公益の増進に貢献しているということで、鹿児島県内に現在3団体しかない「認定NPO法人」の認定を受けています。

●「せせらぎ」の4施設で

「せせらぎ」では、鹿児島市郊外の星ヶ峯団地内の歩いて2、3分の範囲内に点在する8つの施設で住居型有料老人ホーム、地域密着型デイサービス、認知症対応型デイサービス、ヘルパーステーションなどの事業を展開しています。その中で居住支援に随時利用されるのは、共生ホーム「せせらぎ荘」、住居型有料老人ホーム「せせらぎの家」「せせらぎの宿」など4施設。2013年に開設した「せせらぎ荘」は、個室になった居室(4畳半および6畳)24室のプライベートな空間もある一方、ホールでは他の入居者との交流ができ、天気の良い日には中庭に設けられた広々としたウッドデッキでゆっくりくつろげる設計になっています。「せせらぎの家」は理事長の自宅を改修、「せせらぎの宿」も民家を改修しているので落ち着いた雰囲気。こちらは介護が必要な人の入居用です。

●今、手助けしなければの思いから

「せせらぎ」の活動は、戦後、北朝鮮からの引きあげを経験した事から、困っている人がいたら手を差し伸べたという理事長の母親の生き方が原点になっています。居住支援もその精神に貫かれ、いま手助けしないと命の危険がある、いま手助けしたら路上生活にならないで日常生活に戻ることができるなど、居住場所に困っている人を受け入れるようにしています。こういった居住支援活動は理事長がNPO法人を立ち上げる前、民生児童委員をしているころから取り組んできました。DVや児童虐待の被害者、認知症の高齢者、引きこもりの子どもから虐待された母親など、これまで30人近くの居住支援にあたっています。

●共生ホームの原点

理事長は、1989年に民生委員を務め始めたころ、近所に認知症の母親を介護している人がいたことから、お年寄りを集めて週1回、自宅でお茶飲み会を始めました。1994年に主任児童委員になってからは不登校の子供たちと接する機会が増え、さらにDV被害の女性が駆け込んでくるなど、自宅の部屋を子供や女性らを数カ月から1年以上にわたり預かるスペースとして開放してきました。母親が認知症になってからは近所の高齢者を自宅に招いたりした活動が子供から高齢者まで対象者を限らない共生ホーム開設の原点になっています。

●メッセージ

「さまざまな制度に無知だった主婦たちが立ち上げたNPOですが、困っている人を見捨てておけないという気持ちで取り組んでいます。共生ホームせせらぎ荘は、子どもから高齢者まで年齢を問わず誰でも相談でき、しばらく泊まったり、住んだりできる、地域の中で困っている人たちを総合的にサポートしていく施設を目指しています。私自身も高齢者になって支援を受ける側になっていきます。若い人たちに引き継いでもらい、地域密着、自助・互助の福祉サービスを進展させていってほしいと願っています」

(理事長 松元優子氏)



せせらぎ荘のウッドデッキの中庭

社会医療法人 慈生会 ウェルフェア九州病院 地域活動支援センター うえるふえあ

「社会復帰アパートで自立に向けた準備を支援」

連絡先

〒898-0089
枕崎市白沢北町191

☎0993-72-9242

【URL】<http://www.wkh.or.jp>

【E-mail】welfare@wkh.or.jp



●地域活動支援センターの設置

精神科救急医療、ストレスケア、認知症治療を中心に南薩地域の精神医療に取り組む社会医療法人慈生会ウェルフェア九州病院。「患者様の健康回復に努め、もって患者様の生活安定と幸福に貢献する」などを理念に掲げ、行政、医療・福祉機関との連携を充実させるとともに地域社会との交流を促進し、地域貢献を目指しています。その一環として2007年4月、地域活動支援センター「うえるふえあ」を設置しました。地域で生活する障害者の日常生活支援や相談への対応、地域交流活動などを行うことにより、障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした施設です。障害者総合支援法に定められた地域生活支援事業として、枕崎市、南さつま市、南九州市から委託を受けて運営しています。

●支援内容は？

「うえるふえあ」では、パソコン教室や料理講座、手工芸サークルなどの創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図り、障害者のさまざまな相談に応じて、情報提供や支援、障害福祉サービス等の利用計画を作成しています。このほか、入所施設や精神科病院等から退所・退院にあたり地域への移行をスムーズに進めるための地域移行支援、地域生活を継続していくための地域定着支援を行っています。

●本人のペースでステップアップ

「うえるふえあ」には精神保健福祉士をはじめ、公認心理士、作業療法士等の専門的なスタッフがそろっています。居住相談も対応しています。相談には、手取り足取りではなく、なるべく本人の状況に応じてステップを踏んで自立を促す形で対応しています。居住支援ではグループホームを紹介し、見学調整・同行支援等をするほか、一般の賃貸物件の情報を紹介するケースもあります。

●社会復帰アパート「ハイツ・ワンステップ」

病院敷地内に2007年、鉄筋3階建ての社会復帰アパート「ハイツ・ワンステップ」が完成しました。長期入院されていた方の社会復帰に際し、いきなり民間のアパートではなく、自立した生活ができるまでにワンクッション置いて住んでもらうための住居です。通院中の人も入居可能です。居室は1Kが18戸。エアコン、洗濯機、IHクッキングヒーター、照明器具、カーテンの設備付きで、家賃は月2万5,000円、敷金は家賃2カ月分。入居対象者は①社会的自立を目指す人 ②家庭事情や住宅事情により住まいの確保が困難な人 ③家族、社会的理由により援助が受けられない人。入退居

に当たっては、主治医や看護師、「うえるふえあ」スタッフなどで構成する入退居判定委員会の承認が必要です。18戸のうち1戸は体験用として確保。2～3日居住体験し、自立した生活が送れるかどうかを確認します。

●3年をめぐりに自立

「ハイツ・ワンステップ」の入居者の方を対象に料理講座や趣味、社会参加活動などのプログラムを組み自立支援を行っています。

長く精神科に入院していると実家に帰っても家族関係がぎくしゃくしていたり、一般の民間アパートでは周りの理解がまだまだできておらず住みづらい環境があります。社会復帰アパートで買い物や金銭管理などを自分で行い、徐々に自立していってもらうように支援しています。

●こんな方と出会いました。

①鹿児島市内の病院に長期入院して退院した男性。地元で暮らしたいとの希望があり、多人数の共同生活は難しかったため、「ハイツ・ワンステップ」に入居されました。

②精神障害の50代の男性。住んでいた住居が立ち退き予定になったため、一般のアパートを探したが、必要な保証人2人が見つからず、「ハイツ・ワンステップ」に入居しました。以前はふらっと遠方に出かけるなど周囲が心配してしまう行動もありましたが、現在は環境にも慣れ、落ち着いて暮らしています。

●メッセージ

「精神疾患の方々が一般のアパートなどを借りるには高いハードルがあります。問題解決には精神疾患に対する社会の正しい理解が必要です。私たちも積極的に住居支援・広報をしていきたいと思っております」
(相談支援専門員 春山隆司氏)



社会復帰アパート「ハイツ・ワンステップ」



地域活動支援センター「うえるふえあ」

大隅くらし・しごとサポートセンター

「住まいや仕事など、生活全般の困りごとの相談窓口」

連絡先

〒893-0011

鹿屋市打馬2-16-6 大隅地域振興局2F

どのようなことでもまずは電話を。解決策を一緒に考えます

☎0994-52-2072

☎0994-45-7428

(土・日・祝日専用)

【E-mail】osumi.kurasapo@aioros.ocn.ne.jp

●開設と事業概要

わが国では近年、貧困や少子高齢化、家族や地域社会におけるつながりの希薄化が進み、社会的孤立のリスクが拡大しています。そのような状況のなか、「生活困窮者自立支援法」が2015年4月から施行されています。これに基づき、仕事や住まいなど生活全般にわたる悩みや不安を抱えている人の相談に乗り、問題解決へ向けて一緒に考え、それぞれの状況に応じ、生活状況の改善を目的としたプランなどを作成し、継続的に支援する「生活困窮者自立相談支援機関」が各地に開設されています。全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、自立相談支援機関を設置しておりますが、鹿児島県が管轄する福祉事務所には「くらし・しごとサポートセンター」として9カ所設置されています。その中で「大隅くらし・しごとサポートセンター」は2016年4月、他に先駆けて設置されました。

●大隅5町が担当エリア

「大隅くらし・しごとサポートセンター」は、NPO法人ワーカーズコープ、グリーンコープかごしま生活協同組合、一般社団法人よりそい支援かごしまの3者で構成する「大隅くらし・しごとサポートセンターネットワーク共同事業体」が県の委託を受けて運営しています。大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町および肝付町の大隅5町が担当エリア。設置初年度の2016年度は109件の相談があり、2017年度は12月末で80件。5町の役場を通じてサポートセンターに相談するケースがほとんどで、年代は30～40代、相談内容は仕事に関するものが最も多くなっています。このほか、子供の不登校やひきこもり、DVや虐待、お金の問題などさまざま。

●居住相談とサポート

相談は無料で、相談を受けると相談員は状況と課題を分析し、自立相談支援、就労準備支援、子供の学習支援、家計相談支援などの支援プランを作成し、実施。定期的なモニタリングをしながら自立した生活を目指すこととなります。その過程では弁護士や司法書士、医師、看護師、警察など幅広いネットワークを活用し、さまざまな機関と連携しながら一人一人に合わせた伴走型支援を行います。居住に関する相談では、家を借りて引っ越したいが保証人が見つからずに困っているケースが大半を占めています。その場合、センターのスタッフが一緒に保証人確保を支援したり、保証人の要らない物件を探したりしています。

●こんな方と出会いました。

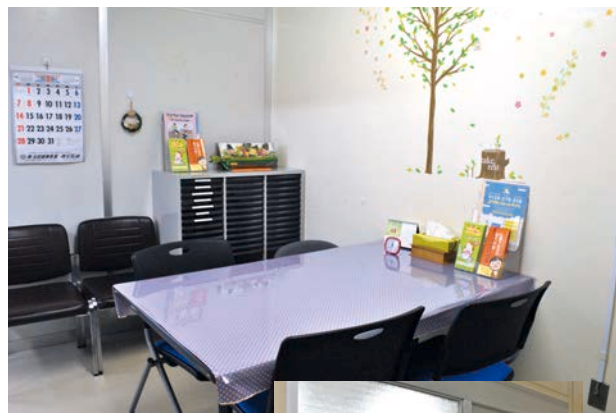
①車上生活を数カ月していた40代の男性。幼少期には虐待を受けていた可能性が高く、信頼関係を構築することも難しい方でした。時間をかけて生活支援を行い、最終的には本人が「住んでみたい」と希望した地域の自立相談支援機関を通じて住まいを確保しました。移住後もセンターでは本人と電話でやり取りしながら生活全般にわたる支援のうち、心理的なサポートを担っています。

②一人暮らしで年金受給者の70代の男性。台風による倒木で借家の雨漏りがひどく、引っ越したいが、地元出身ではないために保証人が見つからず、センターを訪れました。センターでは保証人を確保できなかったためやどかりサポート鹿児島と連携し、無事に引っ越してもらいました。

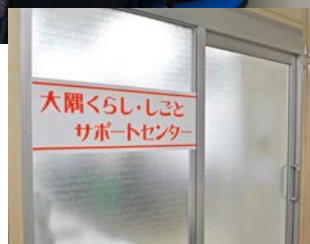
●メッセージ

「実際に仕事や暮らしに困っていても、相談するほどではないのではないか?と思われる方が結構いらっやいます。リーフレットやカードを作成して広報に努めていますが、私たち大隅くらし・しごとサポートセンターのような生活困窮者自立相談支援機関が各地にあることを知らない人が多いようです。自分の頭の中で整理がついていない状態のままでも大丈夫です。どんな些細なことでも気軽に相談に来てください。直接のご相談はもちろん、まずはお住まいの町役場を訪ねてもらえれば、私たちサポートセンターとつながります」

(センター長 藤原奈美氏)



大隅くらし・しごとサポートセンター
明るい雰囲気相談室



NPO法人 やどかりサポート鹿児島

「保証人がいないために地域での生活が困難な方へ居住・自立を支援」

連絡先

〒890-0056

鹿児島市下荒田4-11-12-201

【面談・相談日】毎週月・水曜日・金曜日(祝日は休み)

【相談時間】10時～16時

☎099-800-4842

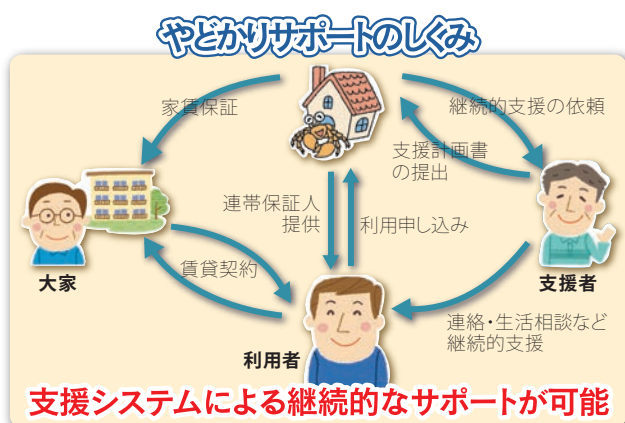
【URL】<http://npo-yadokari.jp>

【E-mail】smile.yui.jimusyo@gmail.com



●設立と事業概要

設立は2007年。長期入院後、退院はできるのに住む家がない、失業と同時に住まいを失った、頼れる家族や友人もいないなど、さまざまな理由で住まいの確保ができない人がいます。「やどかり」では、障害や貧困など社会生活上の困難を抱え、連帯保証人を確保できないため、地域社会への移行が困難になっている人に対して連帯保証人を提供しています。さらに新しい生活が始まった後の生活が孤立することのないよう、一人一人の状況に合わせた支援ネットワークの構築も行っています。



●連帯保証の利用の流れ

連帯保証事業を利用するには、事前に電話で簡単に相談内容を聞き取り、後日、事務所に来所していただき困られていることをじっくりとお聞きします。必要に応じて保証人不要の物件を紹介することもあります。保証人提供が必要と判断した場合は、利用申込書(本人記入)および支援計画書(支援者記入)を提出して頂き、利用決定委員会による利用審査(約2週間)を行います。利用審査は、法律・福祉・不動産関係者・学識経験者・一般市民などで構成されています。利用決定後は、利用料(2年ごとに2万円)の支払いが必要となります。

●利用の条件

利用にあたっては①原則、障がいや貧困等社会的困難のある人等②利用開始後、利用者の生活を継続的に支援する「支援者」がいること③2年ごとに利用料2万円を支払うこと④一定の基準を満たす火災保険に加入すること⑤賃貸契約時の敷金の家賃月額2カ月分以上あること⑥家賃の月額が6万円以内⑦共益費の月額が3,400円以内⑧鹿児島県内に居住予定⑨利用相談時に利用者(および支援者)が事務所に来所できることが必要です。

(H30. 12月末時点)

●支援内容が審査の最大の目的

連帯保証提供事業が他の家賃保証会社のシステムと異なるのは、利用者の日常生活、社会生活を継続的に支援する個人や団体で、支援計画に基づいて定期的な見守りをする「支援者」を配置するという点。支援者はさまざまな社会資源を活用して、利用者が孤立することなく安心して生活が送れるように支援するので、利用者との関係が維持でき、継続的なサポートが可能となります。

●利用者の幅を拡大

利用対象者は、障がい者、路上生活者(もしくはその恐れのある人)、DV被害者、高齢者、ひとり親・子育て世帯、児童養護施設の退所者など、その他利用決定委員会が認める人。やどかりサポート鹿児島は、ホームレス支援団体と連携しているなかで、彼らが住宅を借りる際に保証人がなくて困っていたことや、精神科に長期入院して退院する際、保証人がなかなか見つからないといったことがきっかけでスタートしました。当初、対象を障がいのある方やホームレスに絞っていましたが、相談を受けていくうちにDV被害者や高齢者、母子家庭などにも広がってきました。利用者はこれまでの11年間で約320人。現在の保証人対象者は約150人になります。

●こんな方と出会いました。

60代女性。収入源は月4万円程度の老齢年金のみで、長年にわたって家賃を滞納。借家も老朽化で取り壊し予定になり、移転を余儀なくされました。福祉施設を通じて相談を受けた「やどかり」では連携先の不動産業者と交渉し、賃貸物件を一時的なシェルターとして確保して引っ越ししてもらい、入居期間中に生活保護の受給、転居のための支援を継続。家族の協力がまったく得られなかったため、連帯保証事業を提供し、シェルターとして借りた物件に引き続き暮らすことになりました。その後も本人と連絡を取り、必要に応じた支援を行っています。

●メッセージ

「地域社会で暮らしたいというごく当たり前のことがさまざまな障壁によってできない人々がたくさんいます。地域に点在する多くの社会資源が結びつき、社会や家族との関係性を失ってしまった人々を温かく支え、住む家があるだけでなく、充実した楽しい生活を送ってもらえる地域社会を願っています。最近は特に一人暮らしの高齢者への居住支援体制の充実が求められます」

(相談員 立山裕子氏)

瀬戸内町「住まい部会」

チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛

連絡先

〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地 瀬戸内町役場

【相談時間】8時30分～17時15分(土・日・祝日は休み)

☎0997-72-1112

【URL】<https://www.town.setouchi.lg.jp/>



●チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛

奄美大島本島の南端、人口8,800人の瀬戸内町。この町で2017年に始まった「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業」は、瀬戸内町と鹿児島県瀬戸内事務所が「地域共生社会」の実現に向けて協働で取り組む創造的な事業です。住民の生活上の困難や生きづらさ、その背景にある地域課題を誰もが「我が事」として、その解決に主体的に参画する「地域づくり」、福祉、保健医療、雇用、商工観光業、農林水産業、教育など地域の多分野・多機関が連携・協働することで、複合化・複雑化した住民の困り事を「丸ごと」(包括的に)受け止め、誰もがニーズに応じて支援を受けられる「地域づくり」を目指しています。2018年2月に行われた「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛宣言」においては、「『チームせとうち』の旗の下、町民の力を結集して地域づくりに“我が事”として取り組み、すべての町民を“丸ごと”包み込み、ひとりの孤立も生まない、支え合い、つながり合える心豊かな瀬戸内町を目指す」ことが高らかに謳われています。

●町役場はひとつ

瀬戸内町役場企画課長の眞地(まじ)さんにお話をうかがいました。

「町民のみなさんにとっては、すべての職員が相談窓口。町民一人ひとりの困りごとを「我が事」としてとらえる姿勢が大切だと思います。」

2018年9月の台風24号で住居に大きな被害を受けた世帯がありましたが、関係各課の連携により、町営住宅の確保がいち早く実現したそうです。「これまでだったら、他の課と連携すればいいとも気がつかなかったかもしれませんが。我が事・丸ごとに取り組んでいることによって、町役場全体で協議し、支援することができました。」とのこと。

「まずは、行政が変わらないといけません。本来、どんな相談でも対応できる行政システムが何かしらあるはず。ただ、各部署で分掌していて、他の部署のことは知らない。お互いのことを知れば、たいいていの事は解決できるはずなんです。」

取組はまだ始まったばかりですが、一歩ずつ「我が事・丸ごと」な行政が形作られているようです。

●住まいに関する取組み

チームせとうちには、相談支援包括化推進会議が設置され、その下部組織として「相談支援部会」、「住まい部会」及び「しごと部会」が設置されています。推進会議には、役場のほぼ全ての課と県瀬戸内事務所のほか、約30の福祉・医療・教育・警察の関係機関・団体や各種相談支援機関等が参加しています。「住まい部会」には、「空き家」の専門家である福山市立大学都市経営学部の根本先生

も参加しているとのこと。

「住まい部会」は、多分野・多機関が連携することで、住民の「住まい」に係る困り事と「空き家」や「空き店舗」、「未利用施設」が抱える様々な課題の解決をともに図ろうとしているところに、特徴があります。まさに、「住まい」をテーマにした地域づくりであり、空き家等を地域の資源として、住居確保要配慮者や移住希望者の住まいや創業希望者の店舗、コミュニティの拠点施設等として活用することも進めています。

2017年度に、町内の「住まい」に関するニーズを調査するとともに、公営住宅入居者の保証人や残置物、生活支援の問題、民間賃貸住宅の有効活用等についての検討を始めました。2018年度は、福山市立大学や鹿児島大学の学生等の協力を得て、町内全域で空き家調査も行いました。

●チームせとうちのこれから

「障害者も高齢者も社会的に弱い立場に立たされた方も、誰もがいきいきと誇りをもって生きていける町にしていきたい。」と眞地さん。

2018年度には町が所有する施設の設置要綱を改正し、生活困窮者や虐待被害者等のためのシェルターとしても利用できるようにしました。今後は、空き家も活用していきたいとのこと。

眞地さんは、「町民のみならず、町外に暮らしていても、出身者や瀬戸内町のファン・サポーターなどみなさんがチームせとうちのメンバーです」と言います。

瀬戸内町におけるチームせとうちの取組みに期待を寄せ、注目していきたいと思います。



株式会社N・フィールド 訪問看護ステーション デューン鹿児島

「居住支援ができる訪問看護ステーションとして社会復帰をサポート」

連絡先

〒890-0045 鹿児島市武1-28-9

【相談時間】9時～18時(土・日・祝日は休み)

☎099-210-5590

【URL】<http://www.nfield.co.jp/>

【E-mail】kagoshima@nfield.co.jp



●精神科訪問看護サービスのN・フィールド

株式会社N・フィールド(本社・大阪市)は、2003年2月に設立。退院後の在宅の精神疾患の患者さんを対象にした訪問看護ステーション「デューン」を全国47都道府県、約200カ所に設置し、臨床経験を持つ看護師、精神保健福祉士、作業療法士らが利用者の退院から在宅までの最適な療養生活を支えています。さらに、他の医療機関・行政・関連支援機関との連携で退院・引っ越しする方の住宅探しをサポート。

「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します」の企業理念を掲げ、その実現に取り組んでいます。

鹿児島県内では訪問看護ステーション「デューン鹿児島」を2012年に開設。2015年にはそれまで鹿児島市南部地区のサテライトが「デューン谷山」(鹿児島市谷山中央8-27-11)として独立・開設されました。現在、鹿児島が看護師9人、精神保健福祉士1人、事務員1人の計11人、谷山が看護師4人、事務員1人の計5人で訪問看護・在宅療法・住宅支援に当たっています。

●居住支援の取り組み

N・フィールドは在宅療養の為に訪問看護事業でスタートし、2011年1月から本格的に居住支援に取り組み始めました。精神科病院に長期入院された方は、家族と疎遠になりがちで、退院しても保証人になってくれる親族がいなかったり、精神科疾患があるというだけで管理会社やオーナー、賃貸保証会社から敬遠されたりと、安心して暮らせる住居確保がなかなか難しいという現状があります。それが社会復帰や自立を遅らせ、住居が決まらない事で病状にも影響することから、新たな事業として住宅支援に乗り出しました。

同社は札幌、東京、大阪、福岡など9カ所に住宅支援部を設け、宅地建物取引士約16人を有し、看護師や精神保健福祉士、作業療法士らと連携しながら障害者の居住支援を行う不動産業者として機能しています。ご相談についてはデューン鹿児島、デューン谷山で対応しています。

●居住支援の流れ

N・フィールドの居住支援ではオーナーさんと直接契約を結ぶ一般的な仲介もできますが、保証人や緊急連絡先の問題で入居審査が困難な場合、メインとなるのがサブリース(転賃)契約です。同社で利用者が希望する条件の物件をオーナーから借り上げて、同社と利用者との間で契約して入居してもらうという形です。オーナー・管理会社の不安要素も軽減することでスムーズな住居の確保につな

がっています。

面談から物件案内時の送迎、契約手続き、室内での設備やトラブルの相談までをサポート。生活のさまざまなお困り事についても福祉職員が在籍しておりますので、安心してご相談できます。

●入居後のサポート

入居後は社会復帰・自立に向けて定期的な訪問看護とともに、病状悪化の際は早期発見し、病院との連携を取っていきます。また、お部屋の不具合等で修繕が必要な場合はオーナーとのやり取りも行い生活を見守っていきます。さらに退院後の生活再建や就業などの相談にも対応し、就労に向けた就業継続支援事業所の紹介など、同社の横のつながりを活かしながら専門スタッフによるチームサポートを行っています。

●事例から

N・フィールドがこれまでに居住支援した事例は全国で約1,000件。そのほとんどがサブリースです。ある中高年女性の場合、退院後、家族と疎遠になっていたこともあって保証人が得られず住居の確保に困っていましたが、グループホームなど集団生活ではなくて独立した家で自分らしく生きたいとの思いがあり、同社の住宅支援を介して住居を確保。同社の訪問看護サービスを受けながら安定した日々を過ごしています。以前は入退院を繰り返していましたが、自分らしく生きるスペースを確保できたことで退院後の在宅期間は長くなっています。

●メッセージ

「退院後、家族との同居が必ずしも最良の選択肢とは限りません。でも、自分らしい生活がしたいと新たに住まいを確保するのは難しいのが現状です。退院から入居までに空白があると病状にも影響を与えたりするので、退院から在宅療養まですき間なくスムーズに移行できることが重要です。精神疾患に対応できる専門の福祉職員の在籍する不動産屋さんとして気軽に相談してください」

(所長・看護師 藤野京子氏)



地域生活支援センター オレンジの里

「障害者が地域で生き生きと自分らしい生活を」

連絡先

〒899-4322 霧島市国分福島3-5-15-1

【開所日】平日月～金曜

(土・日・祝祭日、8月13～15日、12月30日～1月3日休み)

【相談時間】10時～12時、13時～16時

☎0995-48-5335

【URL】<http://www.sfc-tachibanakai.or.jp/~orange/>

【E-mail】orange@po.minc.ne.jp



●社会福祉法人「たちばな会」

社会福祉法人「たちばな会」(霧島市福山町、松下兼介理事長)は1963年の設立。重度の知的と身体の障害を持つ重症心身障害児(者)支援の必要性を感じた開業医で初代理事長の松下兼知氏が「福山学園」や「オレンジ学園」を開設したのを皮切りに、就労支援事業所、デイサービスセンター、グループホーム、生活介護事業所など幅広い社会福祉事業を展開しています。その中で地域生活支援センター「オレンジの里」は1999年に霧島市福山町でスタートし、2002年に現在の同市国分福島にサテライトを開設し、移転してきました。

●地域生活支援センター「オレンジの里」の事業

地域生活支援事業は、地域で生活する障害者の日常生活の支援や日常的な相談への対応のほか、地域交流活動を行うことで、障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることが目的。同事業は市町村の事業となっており、オレンジの里では霧島市の委託を受けて運営しています。生活上困っていることなどの相談を受けると、問題解決に向けて相談員と一緒に考え、行政機関や医療機関等と連携しながら支援していきます。市に申請、事業所と契約・登録すると自由に使えるリーススペースも設置。バーベキューや釣り、旅行など季節のイベント等も実施し、趣味ややりがいの発見、仲間との交流を図っています。

個別給付で提供される相談支援として、地域移行支援事業、地域定着支援事業を鹿児島県より指定を受け取り組んでいます。

●居住支援の取り組み

オレンジの里では2017年9月から、霧島市の委託事業として住宅入居等支援(居住サポート)事業に取り組んでいます。「退院して一人暮らしがしたい」「大家さんや不動産屋さんとのやりとりが不安」「保証人がいないので家を借りられない」などの理由で住宅への入居が困難な障害者に対し、入居支援や入居後の地域生活に必要な支援が受けられるようサポートしています。本人や家族から相談があると、霧島市障害福祉課に申請書を提出。事業利用が決まると、精神保健福祉士等の職員と一緒に不動産業者やオーナーとの交渉、物件探しに同行し、引っ越し業者の選択などにも当たります。オレンジの里では居住サポート事業を始めるに当たって、長崎市の先進事例を視察。引っ越しの手順などを分かりやすく解説した小冊子「居住サポートのしおり」や、本人の生活の様子や転居先の希望エリア、家賃、周囲の環境などを記入して不動産業者やオーナーに提出する「物件紹介依頼兼情報提供書」を作成しています。

●事例から

統合失調症の男性から、グループホームを離れて一人暮らしをしたいという相談があり、オレンジの里の職員と一緒にアパート探し。障害福祉課担当職員の方にもご協力頂き、不動産業者・オーナーに本人の病状や治療経過、入居後の支援体制などをきちんと説明して理解して頂き、スムーズに契約できました。入居後は、新生活に必要な物の買出しや、毎月のATMによる家賃振り込みに同行、その後の暮らしぶりについて話を聞き必要に応じて支援を行うなど継続してサポートしています。転居後間もなく本人が就職活動を始め、それまでの就労継続支援B型事業所から一般企業に転職するなど、前向きに社会生活を送られています。

●霧島市障害者自立支援協議会に居住支援専門部会

オレンジの里の居住支援は霧島市の委託事業ということで、事業説明等に市障害福祉課の職員と市内の不動産業者を廻るなど、二人三脚で進めています。2018年8月には霧島市障害者自立支援協議会の中に、市の障害福祉、建築住宅、生活保護、子育て支援などの各課、県始良・伊佐地域振興局、宅地建物取引業協会始良伊佐支部、地域包括支援センター、医療機関、オレンジの里などが参加して「居住支援専門部会」が発足。福祉分野・不動産分野の相互理解を深め、関係機関が有機的に連携しながら、住宅確保要配慮者に対する入居支援・居住継続支援の充実にに向けて取り組んでいます。

●メッセージ

「障害者と向き合う中で、何に困り、将来どうなりたいのかという目標を共有し、一人の支援者として寄り添い、本人と一緒に考えながら共に歩いていくように心がけています。安心できる居住場所があって初めて仕事や活動への意欲もわいてきます。居住の問題は多分野にまたがっており、一事業所だけでは限界があるので、福祉だけでなく不動産分野も含めて行政、関係団体とのネットワークを強めながら居住支援していきたいと考えています」

(相談支援専門員 森圭介氏)



あおぞらケアグループ

「誰もが主体的に自立して暮らせる共生社会を目指して」

連絡先

〒890-0063
鹿児島市鴨池2-3-16
【相談時間】9時～18時

☎099-214-3315

【URL】<http://www.aozora-gp.com>

【E-mail】info@aozora-cg.com



●訪問介護から障害者就労支援まで多様なサービス

あおぞらケアグループの設立は2006年。当初、「あおぞら介護ステーション」として高齢者、障害者の訪問介護事業からスタートしました。その後、ケアサービスの多様化を進め、現在は、「居宅介護支援事業所」「訪問介護事業所」「デイサービスセンター」「宅老所」「有料老人ホーム」「訪問看護ステーション」「相談支援事業所」「障がい者グループホーム」「就労継続支援事業所」「鍼灸マッサージ院」を展開、鹿児島市内を中心に10カ所の拠点で計16事業に取り組んでいます。2017年5月には初めて県外に進出し、福岡市に「あおぞら介護ステーション福岡」を開設しました。

●ケアが必要な人の声に真摯に耳を傾ける

あおぞらケアグループの大牟禮康佑代表(41)は、九州東海大学工学部出身。大学卒業後、友人に誘われて2級ヘルパー講座を受け、ある講師の方の福祉に対する深く熱い価値観に強く惹きつけられたことがきっかけで、その講師の方が管理者をされていた介護事業所に転職。介護・福祉の仕事にやりがいを感じて介護事業所に転職。数年間勤務した後、ケアが必要な高齢者や障害者の方が支援者と同じ「人」として当たり前主体性を主張できることを重視した、相手の立場や心を想像する支援を提供したいと独立しました。同グループの企業理念には「健康な若者も、高齢の方も、障がいを持っていらっしゃる方も等しく、一人の人間として尊厳を保持しつつ、相互理解のもと、主体性を持って生きていく社会を目指します」と掲げられています。より強い主体性を確立するため、例えば障害者の就労支援のための「就労継続支援事業所あおぞら」では、PC、調理、洗濯の3部門を設置。PC部門はホームページ作成を受注したり、調理部門は月間5千食の宅配弁当を作るなど収益を上げるとともに、より実践的な技能を身に付けて経済的自立を実現することを目指しています。

●居住支援の取り組み

あおぞらケアグループでは鹿児島市内に有料老人ホームとして3カ所、計70室、障害者グループホームとして8カ所、計66室の居住施設を有しています。緊急を要するさまざまな居住支援の要請が地域包括支援センターや自治体などから寄せられると、要請に応じて、正式の収容先が決まり、各種支援制度の手続きが完了するまでの一定期間、各拠点の空いている部屋等を利用して受け入れをしています。これまでに「同居の子供から虐待を受けて一時避難したい」「認知症のホームレスの人が受け入れ施設等が決まるまで一時的に泊まりたい」「高齢者の親が入院したため、障害のある子どもを一時預かってほしい」などといった事例がありました。

●共生ホームあおぞら

2018年4月の介護保険法改正で高齢者と障害者が共に利用できる「共生型サービス」が新設されました。あおぞらケアグループではこれに伴い、鹿児島市の笹貫に有料老人ホーム(36室)とデイサービス、障害者グループホーム(6室)が一体となった「共生ホームあおぞら」を開設。高齢者と障害者が同じ施設内で暮らし、同じデイルームで過ごすなど、交流や相互理解が進んでいます。今後は共生ホームの充実に取り組む方針で、2019年度はさらに下荒田(有料老人ホーム30室と障害者グループホーム6室)と東千石(サービス付き高齢者向け住宅63室と障害者グループホーム10室)に新たに共生ホームを開設する予定です。

●メッセージ

「公的機関が決める福祉のカテゴリーにあてはまらずに、住む家を確保できない、制度支援を受けられないなどの問題を抱えている障害者や高齢者がいます。そういう人の相談に乗り、一緒に考えて解決を目指します。障害の有無、世代の違い、国籍の違いなど多様な人々がお互いの個性を認め合い、相互理解しながら、誰もが自分がしたいことをしながら主体的に生きる。そんな共生社会の実現に少しでも貢献したいと考えています」

(代表 大牟禮康佑氏)



本紙掲載の「居住支援団体」一覧

(①所在地, 電話番号 ②支援方針 ③支援対象)

NPO法人 かごしまホームレス生活者支えあう会 P4	公益財団法人慈愛会谷山病院 地域活動支援センターひだまり P5
①鹿児島市下荒田 ☎080-4275-0371 ②一時的であっても安心と希望を見いだせる場所が必要との思いから、シェルターを ③ホームレス状態になるおそれのある方又はホームレス状態の方	①鹿児島市小原町 ☎099-260-5865 ②専門職のスタッフとピアスタッフが協力して障害者の居住を支援 ③精神疾患を持った方
社会福祉法人南恵会 徳之島くらし・しごとサポートセンター P6	NPO法人コミュニティサポートセンター あゆみ鹿児島支援センター P7
①徳之島町亀津 ☎0997-82-1122 ②離島という地で「ともにたすけあう」精神を活かして ③住まいに困っている方	①鹿児島市荒田 ☎099-296-8987 ②自ら契約人になり、賃貸物件を借り上げて提供 ③住宅を借りることが困難な方
社会福祉法人常盤会 サポートハウス P8	株式会社 インビクト P9
①鹿児島市坂之上 ☎099-203-0224 ②緊急一時宿泊施設として生活の見守りを行う ③ホームレス状態の方、DV被害者	①鹿児島市西田 ☎099-258-0170 ②触法障がい者や生活困窮者用の居場所を提供したい ③障がいを持った方、生活困窮者
認定NPO法人せせらぎ P10	社会医療法人慈生会ウェルフェア九州病院 地域活動支援センターうるふえあ P11
①鹿児島市星ヶ峯 ☎099-283-9611 ②住み慣れた地域のつながり、助け合いで介護や居住支援を ③居住場所に困っている方	①枕崎市白沢北町 ☎0993-72-9242 ②社会復帰アパートで自立に向けた準備を支援 ③障害を持った方
大隅くらし・しごとサポートセンター P12	NPO法人やどかりサポート鹿児島 P13
①鹿屋市打馬(大隅地域振興局2階) ☎0994-52-2072 0994-45-7428(土・日・祝日専用) ②住まいや仕事など、生活全般の困りごとの相談窓口 ③住まいや仕事など生活全般にお困りの方	①鹿児島市下荒田 ☎099-800-4842 ②保証人がいないために地域での生活が困難な方へ居住・自立を支援 ③障害者、路上生活者(又はそのおそれのある方)、DV被害者、高齢者、ひとり親世帯など
瀬戸内町「住まい部会」 P14	株式会社N・フィールド 訪問看護ステーション デューン鹿児島 P15
①大島郡瀬戸内町古仁屋船津 ☎0997-72-1112 ②『チームせとうち』の旗の下、町民の力を結集して地域づくりに“我が事”として取り組む ③すべての町民	①鹿児島市武 ☎099-210-5590 ②居住支援ができる訪問看護ステーションとして社会復帰をサポート ③精神疾患を持った方
地域生活支援センター「オレンジの里」 P16	あおぞらケアグループ P17
①霧島市国分福島 ☎0995-48-5335 ②障害者が地域で生き生きと自分らしい生活を ③障がいを持った方	①鹿児島市鴨池 ☎099-214-3315 ②誰もが主体的に自立して暮らせる共生社会を目指して ③高齢者、障害者

鹿児島県居住支援協議会

[事務局] 公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター
 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号
 TEL:099-224-4543 FAX:099-226-3963

[編集] NPO法人 やどかりサポート鹿児島
 〒890-0056 鹿児島市下荒田4-11-12-201
 TEL:099-800-4842 FAX:099-800-4845